

有料道路の料金（イベント等開催時における交通円滑化を図るための料金設定）を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年3月22日

静岡県道路公社理事長 矢野 弘 典

1 対象道路

浜名湖新橋有料道路

2 変更事項

料金の一部を次のように改める。

注 (3) 浜名湖新橋有料道路周辺のイベント等開催時における交通円滑化を図るため、償還計画に支障を与えず、当該イベントの実施者等が必要な減収補てんを行う場合は、事前に国土交通省中部地方整備局長に適用車両、適用期間及び適用後の料金の届出を行うことで、適用車両の通行料金を適宜設定することができる。

なお、必要な減収補てんの額は、静岡県道路公社と当該イベント実施者が協議し、償還計画への影響、本規定による減収等を総合的に考慮して定めるものとする。

(4) 自動車の種類については、別表—2のとおり

3 料金設定

イベント等開催時における交通円滑化を図るための料金設定を、次のとおり実施する。

- (1) 適用車両 全車種
- (2) 適用期間 令和6年3月23日から令和6年6月16日まで
- (3) 適用後の料金 無料